平成２５年（フ）第１２４号
東京都八王子市本町34番８号
債務者　有限会社勝田表具店
代表者代表取締役　勝田　孝雄
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　啓介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６９６号
静岡市駿河区登呂６丁目14番45号
債務者　堀川瀝青株式会社
代表者代表取締役　堀川　健文
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　敬弘
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９７号
静岡市駿河区登呂６丁目14番44号
債務者　あさ原建設株式会社
代表者代表取締役　堀川美恵子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　敬弘
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１４号
静岡県焼津市浜当目１丁目９番１号
債務者　有限会社十商店
代表者代表取締役　増田　明雄
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２号
静岡県浜松市南区三島町1362番地の１
債務者　有限会社浜松惣菜
代表者取締役　加藤　栄治
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊豆田悦義
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
北海道亀田郡七飯町字上藤城39番地２
債務者　北日本陸運株式会社
代表者代表取締役　佐々木秀治
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米塚　茂樹
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
北海道亀田郡七飯町字上藤城39番地２
債務者　株式会社シギル
代表者代表取締役　佐々木秀治
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米塚　茂樹
4　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５号
群馬県前橋市富士見町時沢100番地１
債務者　有限会社エイブルレジャー
代表者代表取締役　櫻井　和男
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７７号
新潟市東区江南６丁目８番４号
債務者　株式会社コスモトラベルビューロー
代表者代表取締役　神田　　武
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
広島県呉市警固屋４丁目２番20号
債務者　有限会社幸信丸運輸
代表者代表取締役　角西　信哉
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　恒太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午後１時30分
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２９７号
三重県四日市市笹川４丁目102番地５
債務者　株式会社アイズ
代表者代表取締役　委文　慎哉
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後１時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
名古屋市千種区内山３丁目15番７号　川出ビル２階
債務者　株式会社ユータック
代表者代表取締役　鳥羽　正邦
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　郁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４号
仙台市宮城野区岩切３丁目１番38―107号
債務者　株式会社澤建
代表者代表取締役　澤口　将司
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８号
北海道北見市幸町７丁目６番13号
債務者　金谷　　悟
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第９号
北海道北見市幸町７丁目６番13号
債務者　金谷久二子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係